**１４－１　生徒指導全体計画**

**(1) 作成の意義と目的**

① 学校経営の全体構想における学校の教育目標、本年度の重点目標及び本年度の指導の重　　　 点との関連を整理し、適切に学年ごとの指導の重点を踏まえることで、推進組織を整備し　 推進を図ることができる。

② 児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、自校における生徒指導上の問題や課題の本質を見 極めることで、その解決や予防のために、全教職員の共通理解による連携した取組や児童 生徒に対する系統的な指導ができる。

　　③ 児童生徒の自己実現のための援助・指導を行い、自己指導力を育てることで、児童生徒

の「生きる力」を育成することができる。

　④ ①の指導の重点に基づき、生徒指導と学校教育活動全体との関連、家庭・地域及び関係 機関等との連携の在り方、生徒指導推進組織等を定めた推進計画、「不登校対策推進年間　　　 指導計画」に沿って実施することで、自己指導能力の段階的な発達を促すことができる。

⑤　「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月）の改定を受けて学校は、「学校いじめ防止基本方針」を示す。「いじめ防止のための取組」「早期発見・いじめ事案への対処の在り方」「教育相談体制・生徒指導体制の構築」「保護者・地域への情報発信と連携体制」「校内研修の充実」の５つの視点で整理しているか確認が必要である。また、いじめの問題への対策のための組織を設置し、校長のリーダーシップの下、この組織が司令塔となって、学校基本方針で定められたことを組織的に実行することが求められる。

**(2) 作成の手順と留意事項**

① 学校の教育目標や指導の重点の具現化を図る計画であること。

　　② 全教職員による組織的・協働的な生徒指導の取組が可能であり、迅速で的確な連携が図 れるような計画を目指すこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　の　手　順 | 留　　意　　事　　項 |
| １　児童生徒や学校の実態を分析　し、生徒指導上の課題を明確に　する。  ２ 全校及び学年ごとの指導の重　点を設定するとともに指導内容　を明確にする。  ３　全教職員で共通理解を図る。 | ・　生徒指導部が中心となって全校的な実態や各学年・　学級における集団の実態及び心理的な発達の実態を把握する。  ・ 実態の分析から明確になった課題を踏まえて、指導 の重点を設定する。  ・　指導の重点を具現化するため、学年間の系統性を考 慮して、年間を通じた指導内容・手だて等を検討する。  ・　「いじめ問題対応」「不登校対策」については、県  の重要課題であるため別様の年間指導計画を作成する。  ※特に「いじめ問題対応年間計画」においては、策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防　止・いじめの早期発見対応、いじめへの対処について　（いつ、どこで、誰が、何をするか）が明確になるように記入する。  ・　「人間関係づくり」の実施については、各学校の実態　に応じて、不登校対策年間指導計画の未然防止の中で計　画的に行うようにする。  ・ 校長は生徒指導部との連携により、計画の内容について立案・実行・評価までの全過程を組織的に進め、共通理解を図る。 |

|  |
| --- |
| ※　生徒指導提要（平成２２年３月文部科学省）を参照  ※　生徒指導の役割連携についての推進に向けて（小学校・中学校編）  　　 　（平成２２・２３年３月国立教育政策研究所　生徒指導研究センター）を参照  ※　「いじめ防止対策推進法」の成立（平成２５年６月２１日）  ※　いじめ防止等のための基本的な方針の策定（平成２５年１０月１１日）  ※　「いじめの防止等のための基本的な方針」改定（平成２９年３月１４日） |

**１４－１　生徒指導全体計画**

**（小学校）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生徒指導の本年度の重点目標または指導の重点 | | | | | | | |
| ※　生徒指導のねらいを受け、「積極的生徒指導の推進」「生徒指導体制の確立」「家庭・地域・関係機関等との連携」の３点から設定すること。  ※　「いじめの取組」「人間関係づくり」については、指導の重点を明記し、児童相互の好ましい人間関係を育てるための指導の重点を明記すること。 | | | | | | | |
|  | | | | |  | | |
| 低学年の重点目標または  指導の重点 | | | | 中学年の重点目標または  指導の重点 | | 高学年の重点目標または  指導の重点 | |
|  | | | |  | |  | |
|  | | | |  |  | | |
|  | | 生徒指導と全教育活動との関連、指導体制、連携づくり等 | | | | | |
| 各　教　科 | | ※　自己指導能力を培う３つの留意点を生かした授業づくりについて、具体的に記述すること。（①自己存在感を持たせる。②共感的人間関係を育成する。③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。） | | | | | |
| 道徳科 | |  | | | | | |
| 外国語活動 | |  | | | | | |
| 特別活動 | |  | | | | | |
| 総合的な学習の時間 | |  | | | | | |
| その他【教育相談等】 | |  | | | | | |
| 指導体制  （組織図） | |  | | | | | |
| 連携づくり | 家庭地域 |  | | | | | |
| 保・幼 | ※　連携のための具体的な取組を記述すること。 | | | | | |
| 中学校 |  |  | | | |  |
|  | | | | | |
| 関係機関 |  | | | | | |
| 年間指導計画 | |  | | | | | |

**（中学校）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生徒指導の本年度の重点目標または指導の重点 | | | | | | | |
| ※　生徒指導のねらいを受け、「積極的生徒指導の推進」「生徒指導体制の確立」「家庭・地域・関係機関等との連携」の３点から設定すること。  ※　「いじめの取組」「人間関係づくり」については、指導の重点を明記し、生徒相互の好ましい人間関係を育てるための指導の重点を明記すること。 | | | | | | | |
|  | | | | |  | | |
| 第１学年の重点目標または指導の重点 | | | | 第２学年の重点目標または指導の重点 | | 第３学年の重点目標または　指導の重点 | |
|  | | | |  | |  | |
|  | | | |  |  | | |
|  | | 生徒指導と全教育活動との関連、指導体制、連携づくり等 | | | | | |
| 各　教　科 | | ※　自己指導能力を培う３つの留意点を生かした授業づくりについて、具体的に記述すること。（①自己存在感を持たせる。②共感的人間関係を育成する。③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。） | | | | | |
| 道徳科 | |  | | | | | |
| 特別活動 | |  | | | | | |
| 総合的な学習の時間 | |  | | | | | |
| そ  の他 | 教育相談 |  | | | | | |
| 進路指導 |  | | | | | |
| 指導体制  （組織図） | |  | | | | | |
| 連携づくり | 家庭地域 |  | | | | | |
| 小学校 | ※　連携のための具体的な取組を記述すること。 | | | | | |
| 高等学校 |  |  | | | |  |
|  | | | | | |
| 関係機関 |  | | | | | |
| 年間研修計画 | |  | | | | | |

**１４－２　「学校いじめ防止基本方針」（いじめ問題対応年間計画）**

（１） 作成の意義と目的

　　　 学校は、いじめ防止基本方針または、地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情 に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるもの とする。（いじめ防止対策推進法第１３条）

　　　 学校におけるいじめの防止等(いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処)の取組　　が、組織的かつ計画的に実施されるようにすること。

（２）　作成の手順と留意事項

　　「学校いじめ防止基本方針」の策定を、すべての教職員でいじめの問題に取組む契機とする

ことが大切である。下記に方針に盛り込むべき内容について示している。各学校において協

働体制が機能しやすいように工夫して作成すること。ただし、表現形式は自由である。

　　　いじめ問題対応年間計画の作成においては「学校いじめ防止基本方針」に基づいて付加・修正をすること。

○「学校いじめ防止基本方針」に取り入れる内容

※　番号に順序性はありません。

(1) 学校のいじめの問題に対する考え方等について

□ 学校としてのいじめ問題に対する考え方（けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する等）

□ 学校としての方針及び定義の共通理解を図ること

(2) 組織(校内いじめ問題対策委員会等)の設置について

□ 構成員(当該学校の複数の教職員、外部の専門家等)　第２２条

□ 役割(年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、組織的対応方針の決定、PDCAサイクルの検証等を行うこと)

□ 定期的開催(月一回以上)

(3)いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

□　学校の課題を踏まえた、いじめの未然防止のための目標を設定

□　評価が可能な客観的な指標を設定

□ 必要に応じて、方針を見直すPDCAサイクルを年間計画に位置付けたり、図に表したりしている。

(4) 関係機関等との連携について　第８条

□ 市町いじめ問題対策連絡協議会

□ 警察への相談・通報等

□ 市町教育相談ネットワーク会議、京築地区教育相談ネットワーク会議

□ 学校警察連絡協議会

(5)いじめの防止・いじめの早期発見対応、いじめへの対処について(いつ、どこで、誰が、何をするかが明確になるように記入)

①　いじめの防止への取組

□ 道徳の時間の指導について(生命尊重の授業)　１５条

□ 道徳教育の充実について

□ 生徒指導の視点を取り入れた授業、体験活動を取り入れた授業(教科の年間指導計画と連動)　１５条

□ 学級活動等における社会性の構築に向けた取組(エンカウンター､SST､ピアサポート等)

□ 校長による講話

□ 独自の取組(教科で育むべき固有の力と共感力、コミュニケーション力、調整力等を関連づけた授業等)

□　情報モラル教育の取組

　　　□　保護者と学ぶ規範意識育成事業の取組

②　いじめの早期発見への取組

　　　□ 「早期発見チェックポイント」「ダイジェスト版」を活用した早期発見の取組

　　　□ 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月１回の実施

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１６条

　　　□ 「いじめに特化した無記名アンケート」の学期１回、年３回程度の実施　 第１６条

　　　□ 教育相談週間の設定(アンケートに基づく個人面談等、学期１回、年３回程度の実施)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１６条

□ 相談ポストの設置及び活用

　　　□ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用し、家庭と連携した早期発見の取組

　　　□ ＳＣ・ＳＳＷ等外部専門家を活用した事例研究等の研修会の取組(年３回程度)

　　　　　※ 全教職員が一目で把握できるよう、月別一覧表にする等表記の工夫が大切です。

　 ③　いじめの対処への取組

　　　□ 緊急対応、短期対応、長期対応による支援と指導等（フローチャート等） 第２３条

　　　□ 市町村支援チームや県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用　第８条

　　　□ 警察等との連携(通報)　第８条

□ 被害児童生徒への支援(SC等の協力のケア、別室指導) 　第２３条

　　　□ 加害児童生徒への指導(出席停止制度の適切な運用、別室指導等)　第２５条

□ 重大事態への対処(フローチャート等)　　　　第３０条

□ ネット上のいじめの対応(フローチャート等)　第１９条

□ 「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３か月）」と「被害者が心身の

苦痛を感じていないこと（児童生徒・保護者への面談で確認）」の明記

□アンケート等の結果を、児童生徒在学中は保管

* 児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携・周囲に対し必要な指導を組織的に実施

(6) 教育相談体制について

□ スクールカウンセラー等の校務分掌への位置づけ

□ 子どもホットライン24など相談窓口の明確化と周知の取組

(7) 報告体制について

□ 「校内報告・連絡マニュアル」等いじめの報告・連絡体制の手順(フローチャート等)

　　教員による抱え込みを防ぐ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第２３条

　　□　情報の集約及び整理（いじめの判断を個人に委ねない組織的な体制づくり）

(8) 教員研修について　第１８条

□ 学校基本方針の共通理解を図る研修会

□ 県教育センター調査研究への協力

□ 「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修会(年度当初)

□ 心の専門家を招聘した研修会(夏季休業期間等)

(9) 保護者・地域等への働きかけについて

□　PTA成人講座や学級懇談会等でのいじめ問題研修会の取組　第１５条

□ 「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」の配布等、インターネット

を通して行われるいじめに関する内容の周知　第１９条

* 学校の「いじめ防止基本方針」を年度当初、児童生徒・保護者に周知、ホームページ等で公開
* １年間いじめが０の場合は、児童生徒・保護者に公表し認知漏れがないか確認
* PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に関する広報啓発

　(10) 取組状況の評価について

□ 学校評価・教員評価について、いじめの有無や多寡でなく、適切な対応を評価することを明記　　第３４条

□ いじめ防止等の取組状況を学校評価項目へ位置付け

　(11) 重大事態への対処

　　　□ 重大事態の意味等の共通理解

　　　□ 重大事態が発生した場合、市町（学校組合）教育委員会を通して市町長に報告すること

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第３０条

　　　□ 重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査（調査主体が市町（学校組合）教育委員会の場合は情報提供）を行うこと　第２８条

　　　□ 調査結果について、当該市町長に報告すること　第３０条

○「学校いじめ防止基本方針」作成に係る留意点

　　　□ 単なるスローガンの提示で終わるのではなく、実効性のある「行動計画」となっている。

□ 本方針の策定を自校のいじめ対策の見直しの機会とする。

　　　□ 本方針の策定を教職員全員が意義を理解し共有する機会とする。

　　　□ 自校の課題を洗い出し、課題解決に向けて組織的・計画的・体系的に作成する。

　　　□ 児童生徒や家庭、地域・関係機関を巻き込んだ形で作成する。

【いじめ防止対策推進法】

・保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（第８条）

・国や県、市町村のいじめの防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第１３条）

・いじめ防止のための道徳教育や体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第１５条）

・いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する配慮

（第１６条）

・職員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第１８条）

・インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施（第１９条）

・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（第２２条）

・いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第２３条）

・校長及び教員による加害生徒に対する適切な懲戒（第２５条）

※　重大事態への対処

|  |
| --- |
|  |

（いじめ問題対応年間計画）※「学校いじめ防止基本方針」に基づくこと

【様式例】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 本年度の指導の重点 | | | | | | |  | |
| ※　「いじめの取組」について、指導の重点を明記し、いじめの早期発見・早期対応の指導の重点を明記すること。 | | | | | | |
|  | | | |  | | |
| 低学年の指導の重点  （第１学年） | | 中学年の指導の重点  （第２学年） | | | | 高学年の指導の重点  （第３学年） |
|  | |  | | | |  |
|  | |  | |  | | |
|  | 月 | | 職員研修他 | | 児童生徒アンケート等 | | その他（「家庭に向けて」など） | | |
| ４月 | |  | | 保護者会等で家庭用チェックリストの活用を紹介し協力の要請を計画する。 | |  | | |
| ５月 | | 年度当初に教職員の共通理解と過去の事例から再発防止に向けた内容を記述する。 | |  | |  | | |
| ６月 | |  | |  | |  | | |
| ７月 | | ６月と１０月は県下一斉「いじめ撲滅月間」（ＰＴＡ連合会主催）なのでこの時期を中心に年２回以上の教育相談等の取組を計画する。 | |  | |  | | |
| ８月 | |  | |  | |  | | |
| ９月 | | ・「いじめに特化したアンケート（無記名または記名）簡易版」または「学校生活アンケート」の月１回の実施及びアンケート調査結果の点検と児童生徒の情報共有など。  ・「無記名によるいじめに特化したアンケート調査」の学期に１回程度の実施  　　（２学期制の学校については年間３回以上）  ・アンケートの記述方法と保管方法 | |  | |  | | |
| １０月 | |  | |  | |  | | |
| １１月 | |  | |  | |  | | |
| １２月 | |  | |  | |  | | |
| １月 | |  | |  | |  | | |
| ２月 | | 過去の事例や早期発見のチェックポイントを検討することで児童生徒理解の深化を企図する研修を企画する。 | |  | |  | | |
| ３月 | |  | |  | |  | | |

※　福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成２７年３月　福岡県教育委員会）及び

　　　　 いじめの早期発見・早期対応の手引（平成１９年３月　福岡県教育委員会）

「児童生徒の問題行動の未然防止及び対応について（通知）」（毎年度初めに通知）

「いじめの実態把握及びいじめ問題への適切な対応の徹底について（通知）」

　　　　　　　　　　　　　　（平成２４年１０月１８日２４教義第３７０１号）　参照

**１４－３　不登校対策年間指導計画**

**(1) 作成の意義と目的**

不登校の解消のために，生徒指導全体計画との関連を考慮しながら，不登校の問題に特化した指導に当たっての共通理解・共通行動を図ることに資する。この計画をもとにして，組織的・継続的な指導の充実を目指す。

**(2) 作成の手順と留意事項**

①　不登校要因の分析等を通して，学校，児童生徒の実態にあわせた重点化した取組の計画を作成すること。

②　いじめ問題総合対策計画との関連性を考慮しながら，不登校に特化した具体的な指導内容及びその方法の具体化を図る計画であること。

　【様式例】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本年度の指導の重点 | | | | | | |
| ※　「不登校対策の取組」について、指導の重点を明記し、不登校対策推進の指導の重点を明記すること。 | | | | | | |
|  | | | |  | | |
| 低学年の指導の重点  （第１学年） | | 中学年の指導の重点  （第２学年） | | | 高学年の指導の重点  （第３学年） | |
|  | |  | | |  | |
|  | |  | |  | | |
| 月 | 未然防止 | | 早期発見・早期対応 | | | きめ細かで継続的な支援 | |
| ４月 | ○自己実現を図る授業づくり  ○豊かな人間関係づくり  ○体験活動の充実  ○キャリア教育の充実  ○校内教職員研修の充実などの具体的取組を記入する。 | | ○教育相談体制の充実  ○小中連携  ○アンケートの実施  ○チームによる早期対応の取組「マンツーマン対応」  ○「心の居場所づくり」  などの具体的取組を記入する。  る。 | | | ○学校復帰に向けたチームによる対応  ○家庭・地域・関係機関との連  携などの具体的取組を記入する。 | |
| ５月 |  | |  | | |  | |
| ６月 |  | |  | | |  | |
| ７月 |  | |  | | |  | |
|  |  | |  | | |  | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ２月 |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |

|  |
| --- |
| ※　研究紀要No.147 不登校の解消をめざして－今、学校に求められている３つの視点からのアプローチ－  　（平成１６年２月　福岡県教育委員会・福岡県教育センター）及び  ※　生徒指導資料 第２集 不登校への対応と学校の取組について－小学校・中学校編－  　　　　　　　（平成１６年７月　国立教育政策研究所生徒指導研修センター）を参照 |